

平成22年度障害者総合福祉推進事業第2次公募

指定課題（個票）

<p>指定課題 1</p>	<p>難病患者等の日常生活状況や福祉ニーズの調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法の支援の対象者は、身体障害者福祉法上の身体障害者など個別法を引用する形で規定しているが、新たな法制度においては、現在支援の対象となっていない難病患者なども含めて『制度の谷間』のない仕組みの検討が必要となっている。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>難病患者団体等を通じ、現在、障害者自立支援法の対象となっていない難病患者や慢性疾患患者に対して、日常生活状況や介助の必要性、求められる福祉的支援等に関するアンケート調査やヒアリングを実施し、これらの実態を明らかにする。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>難病等患者について、複数の疾患を対象とし疾患群別（例：血液系疾患、免疫系疾患、内分泌系疾患、代謝系疾患、神経・筋疾患等）に、以下の項目について基本的属性別（性、年齢、傷病・疾患名等）に実態をとりまとめ、報告書にまとめる。</p> <p>※ 個別の疾患を対象としたものであっても応募可能とするが、できるだけ多くの疾患を対象としたものが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活上の困難（居宅にあっては、入浴、排泄、食事、衣類脱着等、居宅外にあっては通院等の介護）を伴っているか</li> <li>・日常生活上の困難に対して、どのようなサービスをうけているか（介護保険サービス、難病居宅支援サービス、自立支援給付等）</li> <li>・日常生活上の困難に対して、どのようなサービスを望んでいるか（ホームヘルプサービス、移動支援サービス、住宅改修サービス、補装具等）</li> <li>・日常生活上の困難の持続性（一時的なものか、6ヶ月以上続く継続的なものか、完全に固定したものか等）がどのような状態にあるか</li> <li>・その他どのような生活上の諸問題（所得、就労、就学、家事等）を抱えているか</li> <li>・障害者手帳の所持の有無</li> </ul>
<p>前回公募との相違点</p>	<p>・複数の疾患を対象とすることが望ましいが、個別の疾患を対象としたものであっても応募可能であることとし、以下を期待する事業成果に追加した。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※ 個別の疾患を対象としたものであっても応募可能とするが、できるだけ多くの疾患を対象としたものが望ましい。</p> <p>なお、個別疾患を対象とする場合は、当初の公募で採択された「筋ジストロフィー」「無痛無汗症」を除いたものとする。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>企画課 企画法令係</p>

指定課題 2	障害者の定義・手帳制度などに係る海外の実態に関する調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者自立支援法の支援の対象者は、身体障害者福祉法上の身体障害者など個別法を引用する形で規定しているが、新たな法制度においては、現在支援の対象となっていない難病患者なども含めて「制度の谷間」のない仕組みの検討が必要となっている。</p> <p>また、障がい者制度改革推進会議における論点の一つとして、手帳制度についても言及がなされているところ。</p> <p>このため、海外の障害福祉制度をはじめとした障害者の定義や手帳制度などの実態に関して、調査研究を行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>文献調査や関係者へのヒアリング等により、障害福祉制度をはじめとした各制度における障害者の定義や、手帳制度などに関して海外の実態を明らかにする。</p>
期待する事業成果	<p>以下の事項のいずれか又は複数についてまとめた報告書及び各国の制度の対比表などの作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害福祉制度の概要及び当該制度に係る障害者の定義</li> <li>② その他の障害者施策に係る障害者の定義 (障害者差別禁止法制、障害者雇用制度、所得保障など)</li> <li>③ 障害者手帳制度の実態 (制度の有無、手帳所持による効果、各障害者施策との関係など)</li> </ul>
前回公募との相違点	<p>期待する事業成果として、①から③の全てについてまとめたものを求めていたが、いずれか一つであっても応募可能とした。</p>
担当課室・係	企画課 企画法令係

<p>指定課題 3</p>	<p>地域生活支援事業の実施における地域間の差異に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業は、実施主体である各地方自治体が、地域の特性や利用者の状況に応じて、サービス形態や利用方法等を柔軟に設定することが可能な仕組みとしているが、現状では地方自治体の財政状況など様々な要因により地域間格差があるとの指摘がある。</li> <li>・このため、必須事業（移動支援事業）について、各地方自治体が定めている利用目的等の規定の状況と利用者の意見を調査することにより、現状では地方自治体の裁量に委ねられている事業の実施方法について、国・地方の役割について検討するための基礎資料を収集する。</li> </ul>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援事業について、対象者、提供可能エリア、実施内容、支給量、利用者負担など、実施主体である各市町村が定める規定の状況や利用者の意見を調査する。</li> <li>（例）</li> <li>・実施要綱等の規定内容の分析、市町村に対するヒアリングやアンケートによる運用上の取扱いの把握等</li> <li>・これらのサービスが実施されている地域の利用者の意見をヒアリングやアンケートにより把握する。</li> <li>・また、未だこれらのサービスが実施されていない地域における支援の必要性や代替している支援の実態を把握する。</li> <li>【留意事項】</li> <li>・特定の地域に偏ることなく、全国的な傾向を調査すること。</li> <li>・地域間の差異を比較検討できるよう、客観的にデータを整理すること。</li> </ul>
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に基づき、報告書を作成。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 報告書の作成にあたっては、調査項目について、特定の地域に偏ることがなく、全国的な傾向を明らかにする。</li> <li>イ また、地域間の差異の内容が比較検討できるよう地域特性を考慮した上での客観的データを整理する。</li> <li>ウ 明らかにされた事業の実態について、その要因についても可能な限り、分析を行う。</li> </ul> </li> <li>・利用者の意見として強いものは、今後の事業展開の参考資料となるように、事業の実施主体である市町村に配付する。</li> </ul>
<p>前回公募との相違点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象事業を「移動支援事業及びコミュニケーション支援事業」から「移動支援事業」とした。</li> <li>※コミュニケーション支援事業に関する調査については、別途、調査することとなったため、今回は移動支援事業を対象とする。</li> </ul>
<p>担当課室・係</p>	<p>自立支援振興室 地域生活支援係</p>

<p>指定課題 5</p>	<p>障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者が利用する福祉用具の制度である、補装具費支給制度（自立支援給付）と日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業の一事業）について、現在両制度の対象となっている障害者や支援者等から、下記のような意見が聞かれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両制度で統一的な取扱いとしてほしい。</li> <li>・レンタル制度を導入すべき。</li> <li>・福祉用具の適合には専門的な技術を要し時間がかかることから、「もの」の価格だけでなくサービス費を別に設定すべき。</li> <li>・補装具製作事業者を指定事業者制にすべき。</li> <li>・補装具判定の手続きを近くの医療機関等で行えるようにすべき。（補装具判定機関と地域の医療機関が連携すべき。）</li> <li>・離島や山間地域については加算を設けるべき。</li> </ul> <p>これらの意見について、障害者やその支援者等に対し調査を行い、どの程度望む声が強いか、他にどのような意見が多いのかを整理することにより、新たな総合福祉法における全体的な福祉用具制度検討に向けた議論に必要な基礎資料を得ること。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>現在福祉用具を利用している障害者のうち、下記の者やその支援者の意見をヒアリングやアンケート調査により把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視覚障害者</li> <li>○ 聴覚障害者</li> <li>○ 視覚・聴覚の重複障害者</li> <li>○ 肢体不自由者のうち、特に義肢（義手・義足）を利用する者</li> </ul> <p>【留意事項】 極力、特定の地域に偏ることなく、全国的な調査とすること。調査対象者については、可能な限り広範な年齢構成となるよう配慮することが望ましい。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査に基づき、報告書を作成。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 報告書の作成にあたっては、調査項目について、極力、特定の地域に偏ることがなく、全国的な傾向を明らかにする。</li> <li>イ 上記「指定課題を設定する背景・目的」に掲げる各種の要望について、どの程度望む声が強いか、他にどのような意見が多いのかが、比較検討できるような客観的データを整理する。</li> <li>ウ 明らかにされた意見について整理を行い、その背景・制度的な問題点についても可能な限り分析を行う。</li> </ul> </li> <li>・ 利用者の意見として強いものは、今後の参考資料となるように、日常生活用具給付等事業の実施主体である市町村に配付する。</li> </ul>
<p>前回公募との相違点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 語句の訂正により、現在様々な場所で言われている福祉用具に関する意見について、現状を整理していただく事が目的であることを、明確化したこと。</li> <li>・ 事業手法のうち調査対象となる者を、「福祉用具を利用する」から「現在福祉用具を利用している」とし、更に対象と障害種別を列挙することにより明確化したこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 先行採択された課題では、対象とされていない障害分野とする。</li> <li>※※ 補装具の品目で見ると、義肢の利用者が含まれない可能性があるため。</li> </ul> </li> <li>・ 同項について、「調査対象者については、可能な限り広範な年齢構成となるよう配慮することが望ましい」を追加したこと。</li> </ul>
<p>担当課室・係</p>	<p>自立支援振興室 社会参加支援係</p>

<p>指定課題 9</p>	<p>自立支援協議会の活性化に向けた事例収集とガイドラインの作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>平成 21 年 7 月に廃案となった障害者自立支援法改正案では、自立支援協議会について設置を義務づけることとし、市町村、都道府県レベルにおいて、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場の構築を図ることとしていた。市町村の自立支援協議会の設置率は、平成 21 年 4 月現在で 79%となっており、21 年度中の設置予定を含めると 90%となる。</p> <p>しかし、実際のところは、自立支援協議会を設置していたとしても形骸化しているとの指摘があり、運営上の課題も多いところである。</p> <p>さらに、個別の相談支援から明らかになる地域の課題に対して、自立支援協議会においてどのように対応されているのかについて、具体的事例も含めて現状を十分に把握しているとは言い難い。</p> <p>このため、当調査研究は、自立支援協議会に係る現状を把握した上で、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までのプロセスを明示するなど、自立支援協議会の活性化に向けた指針を作成することを目的として、実施することとする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>① 自立支援協議会の実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県を通じ調査票を配布し、全市町村の自立支援協議会及びその下に設置される部会の運営状況、教育・就労分野のネットワークによる社会資源の開発事例等の実態について収集把握する。</li> <li>・ これらの実態に対して都道府県の関与の状況を把握する。</li> </ul> <p>※なお、この実態調査については、厚生労働省の担当課と密接に連携をとり実施するものとする。</p> <p>② 自立支援協議会の形骸化の要因や課題解決プロセスなどを分析し、自立支援協議会の運営に関する指針を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その際には、当調査研究は指針の策定が目的であることを考慮し、大都市など人口規模、相談支援事業等の活動状況などを考慮して、標準的な対象を抽出する。</li> <li>・ 地域自立支援協議会の活性化に効果的な実施事例を含めて指針を作成する。</li> <li>・ 指針作成にあたっては、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までの流れの明示や、効果的に取り組むためのポイントを提示する等、実用的であることが必要。</li> </ul> <p>※ ①又は②のどちらか一方でも応募可能とする。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>○ 「自立支援協議会の活性化に向けた指針」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者が自立支援協議会を活用し、地域の課題解決を行うことができるよう、その方策を検討することとし、その検討に当たっては、具体的な事例を（何故、何を目的に、いつ、どこで、誰が、どのように、どの程度の費用でという 5W 2H の観点から）整理すること。</li> <li>・ 指針は以下の構成により作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自立支援協議会の実施状況</li> <li>② 自立支援協議会に設置される部会の実施状況</li> <li>③ 個別の相談支援を踏まえた地域の課題の整理方法</li> <li>④ 自立支援協議会が地域の課題解決を図るに当たって、地域における社会資源を整備・活用した具体的な事例の分析</li> <li>⑤ 都道府県の効果的な関与のあり方</li> <li>⑥ 自立支援協議会における議論の障害福祉計画への反映</li> </ul> </li> </ul>

<p>前回公募との相違点</p>	<p>「期待する事業成果」の欄を、以下のように修正及び追加し、要件を緩和。</p> <p>○ 上記の実態調査の結果を踏まえ、さらに研究班において自立支援協議会の形骸化の要因や、課題解決プロセスなどを分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その際には、当調査研究は指針の策定が目的であることを考慮し、大都市など人口規模、相談支援事業等の活動状況などを考慮して、標準的な対象を抽出する。</li> </ul> <p>○ 自立支援協議会の運営に当たって、都道府県が行うべき効果的な関与に係る指針を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県の関与の効果的な実施事例を含めて指針を作成する。</li> <li>・ 指針作成にあたっては、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までの流れの明示や、効果的に取り組むためのポイントを提示する等、実用的であることが必要。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 自立支援協議会の形骸化の要因や課題解決プロセスなどを分析し、自立支援協議会の運営に関する指針を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その際には、当調査研究は指針の策定が目的であることを考慮し、大都市など人口規模、相談支援事業等の活動状況などを考慮して、標準的な対象を抽出する。</li> <li>・ 地域自立支援協議会の活性化に効果的な実施事例を含めて指針を作成する。</li> <li>・ 指針作成にあたっては、個別の相談支援から自立支援協議会における課題解決までの流れの明示や、効果的に取り組むためのポイントを提示する等、実用的であることが必要。</li> </ul> <p>※ ①又は②のどちらか一方でも応募可能とする。</p> <p>また、以下の文章を削除し、要件を緩和。</p> <p>○ 「自立支援協議会の活性化に向けた指針」の全市町村への配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会の実施等による普及など</li> </ul> <p>※ 自立支援協議会の実態調査と活性化のための指針作成を分け、どちらか一方の応募でも可能とし、さらに、完成した指針に基づいた研修会の実施により、関係者の理解がより深まるという成果を期待していたが、実施期間等の関係などで実施しない場合であっても応募できることとした。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 相談支援係</p>

<p>指定課題 14</p>	<p>知的障害者・精神障害者（発達障害者を含む）の地域生活を目指した日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査とガイドラインの作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法の知的障害者・精神障害者（発達障害者を含む）を対象とし、日常生活のスキルアップを目的とした自立訓練（生活訓練）については、その支援方法と内容等の概要がサービス管理責任者研修の分野別研修で示されているのみで、標準的な支援ガイドラインが示されてなく、また、これまでの支援の実態や支援結果等についてのデータが十分に把握されていない。</p> <p>そこで、当調査研究では、知的障害者・精神障害者（発達障害者を含む）の日常生活のスキルアップのための支援について、どのような障害の人に、どのような専門技術のある人が、どのような支援をすると、どの程度の期間で訓練を終了して、次のステップへの移行が可能となるか等、これまでの支援の実態について調査して明らかにするとともに、その調査結果の分析を行い、課題等を明らかにする。</p> <p>さらに、この分析結果を基に、具体的な支援が想定される時間帯や場面毎（例えば、主に日中の支援、主に夕方～朝の間の支援、居宅への訪問による支援等）に分けて、日常生活のスキルアップのための支援ガイドラインを示す。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1. 地域での日常生活スキルアップのための支援方法と内容の調査分析</p> <p>まず、学識者により、全国から知的障害者・精神障害者・発達障害者の日常生活のスキルアップについてよりよい支援を実施している事業所をそれぞれ抽出する。この事業所抽出については、精神障害者社会復帰施設、通勤寮等旧法施設及び新体系の自立訓練（生活訓練）から抽出する。</p> <p>次に、その事業所利用者への支援の状況（過去に利用した者の実績を主とする）について、主に個別支援計画を基に、紹介経路、計画の目標、個別支援会議の開催頻度、支援計画の見直し頻度、支援内容（どのような専門職員が、どこで、どのくらいの頻度で、どのような内容の支援を、どのような方法で、どのくらいの期間等）、終結や帰結の状況について調査し分析する。</p> <p>併せて、事業所の形態（単独型か多機能型か、職員数と雇用形態、有資格者数等）についても調査し分析する。</p> <p>この個別支援計画を基にした調査については質的研究とし、具体的な支援が想定される時間帯や場面毎（例えば、主に日中の支援、主に夕方～朝の間の支援、居宅への訪問による支援等）に、全国から5事業所・25名以上のサンプルを収集する。（どの事業所を選定するかについては厚生労働省と協議すること。）調査手法は現地でのヒアリング調査を原則とし、個別支援計画や支援記録の内容等を確認してデータを集積し分析する。</p> <p>2. 日常生活のスキルアップのための支援モデル事例集作成</p> <p>上記調査分析結果を踏まえて、具体的な支援の場面で参考に資する支援モデル事例集を作成する。</p>

<p>期待する事業成果</p>	<p>地域での日常生活のスキルアップのための支援モデル事例集（冊子）を作成すること。内容は以下の構成とし、具体的な支援の場面で参考に資するようにわかりやすく簡潔にまとめること。</p> <p>○地域での日常生活のスキルアップのための支援モデル事例集（冊子）の構成</p> <p>(1) 地域での日常生活のスキルアップのための支援の状況について 主に個別支援計画を基に、以下の項目を整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用対象者像と紹介経路（サービス利用に至った経緯）</li> <li>・ 計画の目標</li> <li>・ 個別支援会議の開催頻度</li> <li>・ 支援計画の見直し頻度</li> <li>・ 支援内容（どのような専門職員が、どこで、どのくらいの頻度で、どのような内容の支援を、どのような方法で、どのくらいの期間等）</li> <li>・ 終結や帰結の状況</li> </ul> <p>(2) モデル事例（知的障害者・精神障害者・発達障害者、各々3事例程度）</p> <p>(3) 参考資料（個別支援計画、日報等の書式例等）</p>
<p>前回公募との相違点</p>	<p>「想定される事業の手法・内容」の欄中、以下の調査を行わなくともよいこととし、要件を緩和。</p> <p>1. 年齢、障害別等に応じたサービス利用の実態についての分析</p> <p>2について以下の補足説明等を加えるとともに修正を行い、要件を緩和。</p> <p>次に、その事業所利用者への支援の状況（過去に利用した者の実績を主とする）について、主に個別支援計画を基に、紹介経路、計画の目標、個別支援会議の開催頻度、支援計画の見直し頻度、支援内容～（中略）～</p> <p>この個別支援計画を基にした調査については質的研究とし、具体的な支援が想定される時間帯や場面毎（例えば、主に日中の支援、主に夕方～朝の間の支援、居宅への訪問による支援等）に、全国から5事業所・25名以上のサンプルを収集する。（どの事業所を選定するかについては厚生労働省と協議すること。）</p> <p>ガイドライン作成をモデル事例集作成とし、要件を緩和。</p> <p>3. 日常生活のスキルアップのための支援モデル事例集作成</p> <p>「期待する事業成果」の欄中、ガイドラインの作成をモデル事例集の作成に変更し、要件緩和に伴い不要となった文章を削除。</p> <p>1. 報告書の構成</p> <p>(1) 地域での生活スキルアップのための支援に係る調査対象と調査方法</p> <p>(2) 現行のサービス（自立訓練（生活訓練）通所型、訪問型、宿泊型等）利用者についての基礎データの分析</p> <p>(3) 個別支援計画等に基づき把握した支援内容・支援方法等の実態とその分析</p> <p>(4) 課題の整理</p> <p>(5) 考察</p>



	<p>また、構成について以下の修正を行い、要件を緩和。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 地域での日常生活のスキルアップのための支援の機能と利用対象者及び利用目的</p> <p>(2) 相談支援と日常生活スキルアップのための支援との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の受入れから終結までの流れ等</li> </ul> <p>(3) 個別支援計画の立て方と支援の実際</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 地域での日常生活のスキルアップのための支援の状況について 主に個別支援計画を基に、以下の項目を整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用対象者像と紹介経路（サービス利用に至った経緯）</li> <li>・ 計画の目標</li> <li>・ 個別支援会議の開催頻度</li> <li>・ 支援計画の見直し頻度</li> <li>・ 支援内容（どのような専門職員が、どこで、どのくらいの頻度で、どのような内容の支援を、どのような方法で、どのくらいの期間等）</li> <li>・ 終結や帰結の状況</li> </ul> </div> <p>※ 実施期間等の関係などで「年齢、障害別等に応じたサービス利用の実態についての分析」及び「報告書の作成」について行わなくともよいこととするとともに、ガイドラインの作成をモデル事例集の作成に変更し（ガイドラインについては、このデータ等を基に今後検討）、更に収集するサンプル数を軽減し、要件を緩和した。</p> <p>また、モデル事例集の内容について「想定される事業の手法・内容」と「期待する事業成果」の整合性を考慮し、わかりやすく整理をおこなった。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 地域移行支援係</p>

<p>指定課題 15</p>	<p>身体障害者の生活の自立に向けた訓練の標準化に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法の自立訓練のうち身体障害者を対象とした機能訓練については、その標準利用期間が18ヶ月とされているが、H21年4月に、頸髄損傷による四肢麻痺者については、それまでの各施設での訓練実績を踏まえ36ヶ月に変更された。</p> <p>しかし、その他の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び内部障害については、どのような障害のある人に、どの程度の期間、どのような支援をすれば、訓練を終了して次のステップへの移行が可能となるかについてのエビデンスが十分に把握されていない。</p> <p>そこで、当調査研究では、どのような障害の身体障害者について、どのような専門職が、どのような支援を、どの程度の期間実施すれば、訓練を終了して就労や在宅等、次のステップへの移行が可能となるかについての実態把握と分析を行う。</p> <p>これを基にして、障害者の自立生活を可能とする支援（サービス）について、標準的なサービス内容、標準的な利用期間等を提示し、今後のサービスのあり方の検討の材料とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1. 自立訓練（機能訓練）等利用者の利用実態把握及び分析</p> <p>(1) 全国の自立訓練（機能訓練）実施事業所及び身体障害者更生施設に対して、調査票を用いて、利用者に係る訓練の状況等、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>調査対象</b>：現利用者を含めて過去10年程度の間の利用者</li> <li>・ <b>調査項目</b>：年齢、詳しい障害の状況、障害等級、障害程度区分、家族状況、地域の社会資源の状況、支援内容（プログラム）、支援提供期間、訓練終了後の状況 等（調査項目については、厚生労働省と協議すること。）</li> </ul> <p>(2) 上記の調査で得られたデータを基にして、どのような障害の身体障害者に対して、どのような専門職が、どのような支援を、どの程度の期間実施すれば、訓練を終了して就労や在宅等、次のステップへの移行が可能となるか等について分析を行う。</p> <p>2. 上記調査分析に基づき、障害の状況やニーズに応じた身体障害者等の生活の自立に向けた訓練の標準的な支援プログラム（ガイドライン）案を策定する。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>報告書には以下の項目を中心とするデータ、分析結果をまとめることとする。</p> <p>○ 身体障害の障害別に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢、詳しい障害の状況、家族状況</li> <li>・ 地域の社会資源の状況</li> <li>・ 支援内容（プログラム）、支援提供期間</li> <li>・ 訓練修了後の状況 等</li> </ul> <p>また、標準的な支援プログラム（ガイドライン）案については、サービス提供の現場で使い易く、また、できるだけ多くの障害や年齢等によるニーズの違いに対応できるようなものとする。</p> <p>※ 肢体不自由や視覚障害等、特定の障害のみの調査であっても応募可能とする。</p>

<p>前回公募との相違点</p>	<p>「期待する事業成果」の欄に、以下の文章を追加し要件を緩和。</p> <p>※ 肢体不自由や視覚障害等、特定の障害のみの調査であっても応募可能とする。</p> <p>※ 調査に当たっては、一括して全ての対象者について実施し、全体的にとりまとめ、今後の施策の参考とするという成果を期待していたが、実施期間等の関係などで肢体不自由や視覚障害等、特定の障害のみの調査であっても応募できることとした。</p> <p>ただし、その際、複数の採択候補となる場合もあることから、調査の統一性を保つために、「調査項目については、厚生労働省と協議すること。」と文章を追加した。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 地域移行支援係</p>

<p>指定課題 20</p>	<p>障害者支援施設等利用者の高齢化に伴う支援のあり方についての調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>近年、障害者支援施設等の利用者の高齢化が進んできているが、その支援の実態が明らかでなく、定量的な分析も進んでない状況にある。そのため、指定基準に規定する職員配置や報酬上の加算等で、高齢化に伴う支援について直接的に評価は行われず報酬にも反映されていないところである。</p> <p>このため、施設利用者の高齢化の状況、高齢化による障害の状態変化に伴う支援内容の変化等について実態把握を行うとともに、高齢化した利用者が多く入所する施設での支援のあり方について調査研究する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>障害者支援施設等を対象に悉皆調査し、利用者の高齢化に着目した実態把握を行うこと。</p> <p>事業者団体、有識者等による検討委員会を設置し、実態把握の結果や収集された先進事例について分析を行い、高齢化した利用者に対する支援のあり方についての検討を行い、報告書を作成すること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>本調査研究の報告にあたっては、原則として以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>1. 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の年齢構成</li> <li>・ 年齢層別の障害状況、健康状態 等</li> </ul> </li> <li>② 利用施設のバリアフリーの状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共有スペースのバリアフリーの状況</li> <li>・ 居室のバリアフリーの状況 等</li> </ul> </li> <li>③ 支援手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化した利用者に対する支援内容や所要時間</li> <li>・ 年齢層別の支援内容の違い（高齢化した利用者の特化しているか） 等</li> </ul> </li> <li>④ 先進事例の収集及び検証</li> </ul> <p>2. 高齢障害者への支援のあり方についての提言（支援マニュアル（案）作成）</p> <p>把握した実態や先進事例の分析に基づき、高齢化した利用者に対する支援手法やハード面の工夫方法等、支援マニュアル（案）の作成</p> <p>※ 報告書の構成のうち、「支援マニュアル（案）作成」については、作成しない場合であっても応募可能とする。ただし、その際は「高齢化した利用者に対する支援のあり方についての提言」を報告書に盛り込むこと。</p>
<p>前回公募との相違点</p>	<p>「期待する事業成果」の欄中、以下の文章を変更し要件を緩和。</p> <p>「本調査研究の報告にあたっては、以下の内容を必ず盛り込むこと。」から「本調査研究の報告にあたっては、原則として以下の内容を盛り込むこと。」と変更し、要件を緩和。</p>

	<p>また、以下の文章を追加し、要件を緩和。</p> <p>※ 報告書の構成のうち、「支援マニュアル（案）作成」については、作成しない場合であっても応募可能とする。ただし、その際は「高齢化した利用者に対する支援のあり方についての提言」を報告書に盛り込むこと。</p> <p>※ 障害者支援施設等の利用者の高齢化に着目した実態把握を行った上で、事業者団体、有識者等による検討委員会を設置し、実態把握の結果や収集された先進事例について分析を行い、高齢化した利用者に対する支援のあり方についての検討を行い、報告書及び支援マニュアル（案）を作成するという成果を期待していたが、実施期間等の関係などで、「支援マニュアル（案）」として作成しない場合等であっても応募できることとした。ただし、今後の施策の参考に資するよう、「高齢化した利用者に対する支援のあり方についての提言」を盛り込むこととした。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 福祉サービス係</p>

<p>指定課題 22</p>	<p>在宅の知的障害者・精神障害者等に対する支援のあり方に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法においては、在宅で生活する知的障害者・精神障害者等に対するサービスとして、自立支援給付（個別給付）では知的障害等に起因する行動障害等の特性を踏まえた行動援護や居宅介護等、地域生活支援事業では移動支援事業や生活支援事業などが設けられている。</p> <p>しかし、在宅で生活する知的障害者・精神障害者等個人が、どのような状況の中で、どのようなサービスを利用しているのか等、個人個人に着目したサービスの利用状況については、十分な実態把握がされてこなかったところである。</p> <p>本調査研究では、今後の議論に資するために、在宅の知的障害者・精神障害者等のサービス利用の実態やニーズ等について把握し分析した上で、課題の整理を行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>自治体又は事業所（訪問系サービスの事業所、相談支援事業所等）を通じて、在宅の知的障害者・精神障害者（発達障害や高次脳機能障害の者が含まれる）等について、障害の状況、家族状況、ニーズ、サービスの利用状況等を含めた生活の実態を把握し、障害及び環境に応じてどのような支援の特徴があるのか明らかにするとともに、<b>満たされていないニーズを含む支援上の課題を整理する。</b></p> <p>なお、各々の障害特性を踏まえた支援の状況等について把握・分析できるように、調査対象の抽出については十分に留意すること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>本調査研究の報告書には、以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>① 在宅の知的障害者・精神障害者等の障害状況、年齢、家族状況等の環境によるニーズの相違等の分析</p> <p>② 在宅の知的障害者・精神障害者等の訪問系サービス等の利用状況（どのようなサービスを組み合わせて利用しているか等）の分析及び課題の分析</p>
<p>前回公募との相違点</p>	<p>想定される事業の内容・手法</p> <p>以下の文章を削除するとともに、「支援上の課題を整理する。」を「満たされていないニーズを含む支援上の課題を整理する。」とすることにより、障害の状況や家族状況等に係る調査の中で、ニーズと実際に利用可能なサービスの差についても併せて調査を行うことを可能とした。</p> <p>「併せて、（相談支援事業等を利用し）サービス利用について相談したが、結果として障害福祉サービス等のサービス利用に至ることなく在宅で生活している障害者等についても抽出し、サービス利用に至らなかった理由、その生活の状況等についても把握して分析し、課題等を明らかにする。」</p> <p>期待する事業成果</p> <p>「本調査研究の報告書には、以下の内容を必ず盛り込むこと。」から「本調査研究の報告書には、以下の内容を盛り込むこと。」と変更するとともに、内容に関して、上記の修正に伴い以下の文章を削除し、要件を緩和。</p>

	<p>③ 相談支援事業所の相談支援専門員、市町村の保健師、民生委員等を通じて把握されたサービス利用に至っていない在宅の知的障害者・精神障害者等のニーズ、生活実態及び生活上の課題等の整理と分析</p> <p>※ ニーズと実際に利用可能なサービスとの差に関する調査について、障害の状況や家族状況等に係る調査とは別に抽出調査により行うこととしていたが、実施期間等の関係などで、2つの調査をまとめて実施しても応募できることとした。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 訪問サービス係</p>

<p>指定課題 23</p>	<p>訪問系サービス利用者のサービス利用状況等の実態把握に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの利用者については、他の障害福祉サービス又は他制度（介護保険等）によるサービスを、どのように組み合わせて利用しているのか明らかでなく、国保連のデータでも把握が困難である。</p> <p>また、障害者等の医療機関や入所施設から地域生活への移行の推進が図られている中で、医療を必要としながらも在宅で生活する障害者等が増加してきており、これらの障害者等については、ヘルパーに認められている痰の吸引等、医療的なケアの提供を含めたサービスの利用状況が把握されていない。</p> <p>そこで、本調査研究では、今後の訪問系サービスのあり方等の議論の参考とするために、訪問系サービスの利用者について、以下の状況を明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他制度（介護保険等）のサービス利用状況</li> <li>② 医療が必要な者等のサービスの利用状況</li> <li>③ ヘルパー等が痰の吸引を実施している障害者等の状況</li> </ul>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等病名ごとの全国における患者数の推計について、これまでの文献・調査等の学問的見地から推計する。</li> <li>2 ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等の関係団体の協力を得るなどして、在宅において訪問系サービスを利用している患者について、病名ごとに、サービスの利用状況等を調査票を用いて調査する。調査項目については、以下の内容を含めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象者の年齢、障害の状況</li> <li>② 障害者自立支援法の訪問系サービス以外の以下のサービスの利用状況（利用者数、利用時間数、費用額、組み合わせの状況等）の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援給付サービス（短期入所 等）</li> <li>・ 介護保険（訪問介護、訪問看護 等）</li> <li>・ 医療保険（訪問看護 等）</li> <li>・ 生活保護（他人介護料 等） 他</li> </ul> </li> <li>③ 医療サービスを必要とする者等の訪問系サービスの利用状況（利用者数、利用時間数、費用額等）の把握</li> <li>④ 痰の吸引を必要とする者等の以下の状況についての実態把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘルパーによる痰の吸引を受けている利用者数</li> <li>・ その障害者等について、ヘルパー等を含むサービスの利用状況</li> <li>・ サービス利用に係る費用額 等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>3 1及び2に基づき、ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー等病名ごとに全国における訪問系サービスの利用者数を推計する</li> </ul> <p>※ ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等、特定の障害のみであっても応募可能とする。ただし、調査項目については厚生労働省と協議すること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>報告書には、上記の調査項目の結果、障害、年齢、疾病等別に、そのサービスの組み合わせ利用の状況、その特徴を分析すること。</p> <p>また、上記分析から得られる課題等についても整理することが望ましい。</p>



<p>前回公募との相違点</p>	<p>期待する事業成果</p> <p>「課題等の分析」について「必須」事項から「望ましい」事項とし、要件を緩和。また、以下の文章を追加し、要件を緩和。</p> <p>※ ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等、特定の障害のみであっても応募可能とする。ただし、調査項目については厚生労働省と協議すること。</p> <p>※ 「課題の分析」についても要求成果として期待していたが、実施期間等の関係などで、課題の分析を行わなくとも応募できることとした。</p> <p>また、ALS、遷延性意識障害、筋ジストロフィー、脊髄損傷等、特定の障害のみであっても応募を可能とした。ただし、その際、複数の採択候補となる場合もあることから、調査の統一性を保つために、「調査項目については厚生労働省と協議すること。」と文章を追加している。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 訪問サービス係</p>

<p>指定課題 25</p>	<p>障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害のある子どもやその家族に対する支援は、「児童福祉法」を柱として、「障害者基本法」等に基づき総合的な福祉施策を展開してきた。その後、平成18年にはノーマライゼーションの理念に基づき、「障害者自立支援法」が施行された。</p> <p>また、平成17年には発達障害者に対する支援の促進を目指した「発達障害者支援法」が施行され、平成19年には「特別支援教育制度」が導入されるなど、障害のある子どもと家族を取り巻く環境は大きく変化してきている。</p> <p>障害児支援の強化については、「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」及び「社会保障審議会障害者部会報告」において、放課後等の居場所の確保、卒業後の就労・地域生活に向けた教育・福祉・就労施策の連携、地域自立協議会の活用、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時における切れ目のない連携の必要性、また、個別の（教育）支援計画の作成と活用等、福祉施策と教育施策の連携を強化していく必要があると提言されたところである。</p> <p>このため、今後の議論の参考として、障害児に対する福祉施策と教育施策が連携し、適切な支援を可能とする総合的な障害児支援施策のあり方について調査研究を行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児（ただし、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害をすべて網羅していても可能とする。）やその家族に対する、ライフステージを通じた医療、保健、福祉、教育、就労等、様々な関係者・機関の連携を強化するために、情報共有のための体制整備を行っている自治体の実践例の収集を行い、全国の自治体が地域性に応じた取り組みを行えるよう事例集の作成を行うものとする。</li> <li>○ 障害児支援及び特別支援教育の関係者、有識者等による現状分析と課題整理等、横断的な視点で幅広く検討すること。</li> </ul>
<p>期待する事業成果</p>	<p>障害児支援の強化に向けて、地域における福祉施策と教育施策の連携した総合的な障害児支援施策のあり方について具体的な検討資料とするため、本調査研究の報告には、以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>① 事例集の作成</p> <p>障害児支援の関係者・関係機関間における情報共有、特に就学前から卒業後まで活用できる事例とし、収集に当たっては以下の視点を持つこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 情報共有を開始する時期</li> <li>b) 情報共有を行う関係者の範囲</li> <li>c) 情報共有のための効果的なツール (例：関係者が情報を書き込み家族が管理する情報共有ファイル、自立支援協議会の場での情報共有等)</li> <li>d) 情報共有が必要とされている項目 (例：チェックシート、教育及び福祉の個別支援計画、在学中からの就労支援、職業能力評価等の情報共有等) 等</li> </ul> <p>② 障害児支援及び特別支援教育の関係者、有識者等による全国における実践状況の分析と実施に当たった課題整理等を行う。</p>

前回公募との相違点

「想定される事業の手法・内容」の欄で、以下の文章を修正。

「障害児やその家族に対する、ライフステージを通じた医療、保健、福祉、教育、就労等、様々な関係者・機関の連携を強化し、特別支援学校等の在校中からの切れ目のない支援の実施のため、先進的な地域ネットワークによる好事例の収集等を通じ、一貫した、継続的な支援の分析とあり方への提案を行うこと。」



「障害児（ただし、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害をすべて網羅していなくても可能とする。）やその家族に対する、ライフステージを通じた医療、保健、福祉、教育、就労等、様々な関係者・機関の連携を強化するために、情報共有のための体制整備を行っている自治体の実践例の収集を行い、全国の自治体が地域性に応じた取り組みを行えるよう事例集の作成を行うものとする。」

※ 事例集の作成を行うことを明確化し、さらに収集すべき具体的な事例をわかりやすく表記するとともに、「あり方の提案」を行わなくとも応募できることとした。

「期待する事業成果」の欄で、以下の文章を修正。

※ 「本調査研究の報告には、以下の内容を必ず盛り込むこと。」から「本調査研究の報告には、以下の内容を盛り込むこと。」へ変更し、要件を緩和。

※ 以下の文章を削除し、a)～d)の視点を追加することで、事例集の作成において、卒業時の移行だけでなく、就学時の移行についても視野に入れ、ライフサイクル全体を通じた情報の共有という視点をより明確化。

「・・・に向けた、教育・福祉・労働に関する各施策の内容及び施策間の連携に関する現状と課題の整理」

「・ 学校在学中に行う就労に関するアセスメントのあり方、卒業後の地域生活や就労を見据えた取組を進めるための個別の（教育）支援計画の活用方法、地域支援ネットワーク会議のあり方について 等」



障害児支援の関係者・関係機関間における情報共有、特に就学前から卒業後まで活用できる事例とし、収集に当たっては以下の視点を持つこと。

- a) 情報共有を開始する時期
- b) 情報共有を行う関係者の範囲
- c) 情報共有のための効果的なツール  
(例：関係者が情報を書き込み家族が管理する情報共有ファイル、自立支援協議会での情報共有等)
- d) 情報共有が必要とされている項目  
(例：チェックシート、教育及び福祉の個別支援計画、在学中からの就労支援、職業能力評価等の情報共有等) 等

	<p>※ また、実施期間等の関係などで、以下の文章を削除し、要件を緩和。</p> <p>「今後検討が必要とされる課題 ・送迎、通学手段（寄宿舍）、短期入所利用中の通学について 等」</p> <p>※ さらに、以下の文章を修正し、明確化。</p> <p>「② 障害児支援及び特別支援教育の関係者、有識者等による現状分析と課題整理等を行う。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「② 障害児支援及び特別支援教育の関係者、有識者等による全国における実践状況の分析と実施に当たっての課題整理等を行う。」</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 障害児支援係</p>

<p>指定課題 33</p>	<p>障害者の社会参加活動の支援に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、障害者の新しい総合的な福祉制度の在り方について、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会で検討が進められているが、同部会に7月に示された「障害者総合福祉法」（仮称）の論点において、分野D「支援（サービス）体系」の項目3「社会参加支援（サービス）」において、「広く仲間との交流や文化芸術活動などについてどう考え、確保していくための体系はどう考えるか？」という論点が掲げられた。</li> <li>・ 障害の有無にかかわらず地域で当たり前暮らしていく中では、これまでの福祉サービスで提供されてきた介護・訓練等サービスによる支援だけではなく、どのように交流活動や文化芸術活動などの日中活動を行っていくか、支援していくかも重要と考えられるが、これまで、その在り方や効果などについては十分に議論されてきていない。</li> <li>・ そこで、障害者の交流活動や文化芸術活動などの日中活動の支援についての効果的な取組の例を調査し、基礎資料を収集する。</li> </ul>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の交流活動や文化芸術活動などの支援の取組について調査し、障害者の生活の質の向上やエンパワメント（力付け）にどのように結びついているかを分析し、どのような取組が効果的であるかについて研究する。</li> </ul> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単なる障害者の交流活動や文化芸術活動の例を調査するだけではなく、その例を基に、今後の障害者福祉サービス体系の中で、障害者の社会参加活動の支援をどのように位置付けていくべきかを分析・提言するものとする。</li> </ul>
<p>期待する事業成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査に基づき、報告書を作成。</li> <li>ア 報告書の作成に当たっては、障害者の交流活動や文化芸術活動の支援について、どのような点で他の例と比べて効果的な取組であるかを明らかにする。</li> <li>イ また、その取り組みが、どのように障害者の生活の質の向上やエンパワメント（力付け）に結びついているかを分析する。</li> <li>ウ その取組を通じて、障害者の活動についてどのように支援していくことが有効か、他に参考となる事項をまとめる。</li> <li>エ さらに、そうした取組を今後の障害者福祉サービス体系の中でどのように位置付けていくべきかを提言する。</li> </ul>
<p>担当課室・係</p>	<p>自立支援振興室 社会参加支援係</p>